

# 平成23年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成23年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行っていただきますようお願いいたします。

## 【監督実施状況】

平成23年に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により定期監督等を実施した事業場は1053件でした。何らかの法違反が認められ是正勧告等を行った事業場は644件で、違反率は61.2%でした。前年の違反率が63.3%と比べると減少しました。なお平成23年は、前年に比べて306件監督件数が増加しま

したが、これは主に商業等のサービス業を対象に過去にない集中的な監督指導を実施した為でした。

労働安全衛生法違反が認められ、労働災害の急迫した危険があるため、対象物件の使用停止命令、機械設備の補修取り替えなどの変更命令、当該危険箇所への立入禁止命令、当該作業の停止命令などの行政処分を行ったものは21件あり、前年の24件と比べて3件減少しました。

## 法違反の状況

主要な法違反の状況をみると、違反件数は、労働基準法関係では、労働時間に関するものが271件(42.1%)と最も多く、次いで割増賃金に関するもの166件(25.8%)、労働条件の明示に関するもの139件(21.6%)、就業規則に関するもの136件(21.1%)の順となっています。特に労働時間に関する違反は、前年と比べて19.5ポイントと大幅に増加し、さらに割増賃金に関する違反も11.6ポイント増加しました。

労働安全衛生法関係では、健康診断に関するものが161件(25.0%)と最も多く、次いで安全基準に関するもの73件(11.3%)、衛生管理者に関するもの68件(10.6%)、安全衛生委員会に関するもの63件(9.8%)、定期自主検査に関するもの52件(8.1%)の順となっています。健康診断に関する違反は、前年と比べて9.3ポイント増加しました。

策やタイの洪水、歴史的円高などから製造業を中心に大変厳しい経済情勢下での生産活動を余儀なくされた結果、一部事業場での雇用調整や特定の労働者に対する長時間労働などが認められ、過重労働や賃金不払い残業解消を求める投書やメールが多く寄せられました。

また、これまで監督指導が手薄だったサービス業においては、一般労働条件の整備が不十分な事業場が多く、労働基準法関係の違反率を上昇させる要因となりました。

## 【申告処理状況】

このため、長時間労働、賃金不払い残業、その他労働条件確保に問題がある事業場は、最優先で監督指導を行う他、今後もサービス業等における監督指導を継続します。

## その他

定期監督等とは、労働基準行政運営方針に基づき対象事業場を選定し、労働関係法令の遵守を目的に一般労働条件の確保、

申告とは、事業場が労働関係法令に違反している事実を労働者が労働基準監督機関に申し立てることをいいますが、その多くは労働者自身の権利救済を目的に行われます。申告を受けて労働基準監督官は、申告処理を行うため、事業場を臨検し、または事業主や労働者の出頭を求めて法違反の有無を調査し、違反が認められた場合には、是正勧告などにより改善を図ら

## 現状と問題点、今後の指導方針

平成23年は、景気回復基調の中で東日本大震災が発生し、夏場の節電対

# 平成23年 監督実施状況及び措置状況

名古屋北労働基準監督署

業種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率(%)	使用停止等処分事業場数	違反状況(労働基準法)								違反状況(労働安全衛生法)								最低賃金法(最賃効力)	じん肺法(定期健康診断)			
					労働条件の明示	賃金不払	労働時間	割増賃金	就業規則	労働者名簿	賃金台帳	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会等	安全基準	衛生基準	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限			作業環境測定	健康診断	計画の届出
製造業	282	168	59.6	15	28	22	65	39	28	11	8	7	9	21	10	53	20	43	5	8	5	34	0	4	9
建設業	100	45	45.0	3	3	4	10	2	3	1	0	0	1	1	1	13	1	0	0	0	0	3	3	0	0
運輸交通業	91	74	81.3	0	15	8	48	16	15	5	20	4	12	1	15	1	0	7	0	2	0	30	0	0	0
商業	271	160	59.0	0	49	37	58	39	39	10	18	0	16	2	12	2	0	1	0	1	1	37	0	2	0
接客娯楽業	48	37	77.1	0	7	6	23	23	11	0	3	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	12	0	1	0
その他の事業	153	91	59.5	0	25	21	41	25	25	7	11	0	14	0	14	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0
上記以外の業種	108	69	63.9	3	12	8	26	22	15	4	5	0	12	0	10	4	0	1	0	0	0	12	0	1	2
合計	1,053	644	61.2	21	139	106	271	166	136	38	65	11	68	25	63	73	21	52	5	11	6	161	3	8	11

※複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

(件)

## 平成23年 申告処理状況

名古屋北労働基準監督署

業種	申告処理件数	同比率(%)	申告事項					最低賃金法	労働安全衛生法
			労働基準法			その他			
			賃金不払	解雇	労働時間				
製造業	39	6.2	30	4	0	3	0	0	
建設業	69	10.9	52	10	0	3	3	0	
運輸交通業	37	5.9	26	1	1	3	3	0	
商業	128	20.3	86	17	1	5	5	0	
接客娯楽業	147	23.3	114	19	2	3	3	0	
その他の事業	128	20.3	100	11	1	11	2	1	
上記以外の業種	83	13.2	62	14	0	5	2	1	
合計	631	100.0	470	76	5	33	18	2	

※申告事項は、重複計上しています。

(件)

業種別件数  
申告事案を業種別にみると、接客娯楽業が147件(23・3%)と最も多くなっています。

申告内容  
申告事案のうち、最も多い申告事項は、賃金不払(470件)となっており、次に解雇(76件)が続き、労働時間(5件)が最も少ない申告事項となりました。

平成23年の申告処理件数は631件(前年比75・7%)と大幅に減少しました。これは、前年の757件に比べて大幅に減少しました。多くの業種で申告件数が減少しましたが、接客娯楽業(147件)は前年(147件)と変わらず、商業(128件)は前年(128件)と変わらず、製造業(39件)は前年(39件)と変わらず、建設業(69件)は前年(69件)と変わらず、運輸交通業(37件)は前年(37件)と変わらず、上記以外の業種(83件)は前年(83件)と変わらず、合計631件(前年比75・7%)と大幅に減少しました。

賃金不払いの対象労働者は、436人と前年の772人と比べて336人(43・5%)と大幅に減少しました。また、不払い賃金額も、1億675万9千円と前年の2億744万8千円と比べて1億067万2千円(38・9%)減少しました。

また賃金不払いの対象労働者と不払い賃金額は、大きく減少しましたが、企業倒産等により当署が未払い賃金の立て替え払いの手続きを取った事業場数は、35件と前年の38件に比べて3件の減少に留まりました。